

8 - 3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成18年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 +	
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者	販売業者	消費者			
清 酒	kℓ 744	kℓ 1,675	kℓ 69,177	kℓ 9,316	kℓ 2,675	kℓ 100,906	kℓ 73,124	kℓ 8,563	kℓ 75,798	
合 成 清 酒	229		1,713	5	1	15,861	6,918	647	6,920	
しょうちゅう	甲 類	0	7,782	12,135	43	43	136,198	64,873	8,368	64,916
	乙 類	0	120	995	103	71	34,756	21,103	3,766	21,173
	計	0	7,902	13,129	148	114	170,955	85,976	12,132	86,089
み り ん		9			0	12,154	6,216	659	6,217	
ビ ー ル	6	366,883	3,853	341	584	579,273	244,514	13,465	245,097	
果 実 酒 類	果 実 酒	26	2,338	2,158	155	471	33,071	14,322	3,975	14,793
	甘味果実酒	0	61	67	10	4	699	440	147	444
	計	26	2,399	2,224	165	475	33,770	14,761	4,123	15,235
ウイスキー類	ウイスキー		2,287	1,735	8	2	19,453	8,705	2,086	8,707
	ブランデー	0	179	70	0	0	1,241	626	226	626
	計	0	2,466	1,805	8	2	20,695	9,331	2,311	9,333
ス ピ リ ッ ツ 類	0	1,703	1,469	0	0	13,318	3,983	858	3,983	
リ キ ュ ー ル 類	2	22,530	5,935	24	9	121,787	52,723	6,196	52,732	
雑 酒	発 泡 酒	8	150,867	4,432	35	59	286,470	127,174	9,073	127,233
	粉 末 酒						0	0		0
	その他の雑酒	2	104,687	2,559	2	29	187,713	71,536	5,229	71,566
	計	10	255,554	6,991	37	87	474,185	198,713	14,303	198,801
合 計	1,017	661,100	106,297	10,049	3,946	1,542,902	696,255	63,253	700,201	

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他	合 計
平成 13 年度	96,958	6,517	69,137	344,107	233,050	749,763
平成 14 年度	92,738	6,905	72,884	304,934	259,407	736,865
平成 15 年度	88,265	6,801	79,835	277,739	261,825	714,461
平成 16 年度	79,022	6,639	85,031	262,947	271,076	704,722
平成 17 年度	75,798	6,920	86,089	245,097	286,301	700,201

（注） この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	しょうちゅう			みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類	リキュール類	雑酒		合計	税務署名
			甲類	乙類	計			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー			内	発泡酒		
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
青森	2,382	328	2,807	785	3,592	239	9,907	626	16	448	44	229	2,344	8,549	5,902	28,704	青森
弘前	1,603	222	1,553	474	2,027	114	6,413	395	10	213	30	160	1,466	5,597	3,844	18,250	弘前
八戸	1,930	313	3,265	454	3,719	198	7,860	526	17	302	26	203	2,148	8,438	5,178	25,679	八戸
黒石	653	73	568	141	709	25	2,181	89	2	78	11	44	496	1,911	1,298	6,272	黒石
五所川原	1,228	237	1,315	239	1,554	26	4,267	145	6	157	27	66	941	3,409	2,344	12,063	五所川原
十和田	1,295	157	2,689	374	3,063	68	6,211	315	9	177	20	125	1,544	6,393	4,347	19,377	十和田
むつ	417	62	1,365	110	1,475	29	2,275	79	3	79	6	21	456	2,007	1,317	6,909	むつ
青森県計	9,508	1,392	13,562	2,577	16,139	699	39,114	2,175	63	1,454	164	848	9,395	36,304	24,230	117,254	青森県計
盛岡	3,476	287	3,126	1,018	4,144	277	12,246	1,119	19	393	25	286	3,135	11,897	7,529	37,304	盛岡
宮古	687	52	856	125	981	34	1,999	85	2	59	2	21	470	1,869	1,142	6,261	宮古
大船渡	426	17	654	91	745	22	1,253	51	1	39	3	10	271	925	525	3,763	大船渡
水沢	1,021	81	998	267	1,265	72	4,143	180	7	97	7	43	806	3,196	1,940	10,917	水沢
花巻	1,451	106	1,381	420	1,801	102	5,540	380	3	128	9	60	1,151	4,529	2,683	15,260	花巻
久慈	370	39	609	74	683	19	1,525	58	2	30	2	26	370	1,443	934	4,567	久慈
一関	1,111	60	917	285	1,202	67	3,109	116	4	93	4	25	573	2,203	1,293	8,567	一関
釜石	683	49	639	258	897	29	1,821	79	2	66	4	13	409	1,710	969	5,762	釜石
二戸	408	48	616	53	669	29	1,361	65	3	31	2	16	353	1,457	907	4,442	二戸
岩手県計	9,633	739	9,796	2,591	12,387	651	32,997	2,133	43	936	58	500	7,538	29,229	17,922	96,843	岩手県計
仙台北	3,220	323	2,644	1,458	4,102	339	12,086	1,389	31	598	27	292	3,551	12,586	8,403	38,543	仙台北
仙台中	2,570	332	1,718	1,047	2,765	763	13,613	1,187	56	457	30	221	2,670	7,453	4,653	32,116	仙台中
仙台南	2,025	242	1,863	839	2,702	136	6,427	602	18	378	41	136	1,809	7,033	4,483	21,548	仙台南
石巻	1,371	138	1,566	505	2,071	212	4,615	191	6	224	15	68	989	3,447	2,166	13,347	石巻
塩釜	1,300	136	1,157	439	1,596	132	4,012	278	4	239	13	78	1,029	3,967	2,525	12,785	塩釜
古川	1,871	136	1,391	616	2,006	94	5,237	203	4	187	9	66	1,163	4,260	2,792	15,236	古川
気仙沼	726	45	589	297	886	114	1,905	117	1	120	3	26	432	1,376	851	5,751	気仙沼
大河原	1,075	112	1,274	277	1,551	70	3,556	163	7	148	6	43	785	3,115	1,869	10,631	大河原
築館	548	40	495	157	652	23	1,530	46	1	53	1	21	305	1,085	685	4,305	築館
佐沼	696	52	654	204	858	26	2,193	70	1	82	3	18	375	1,414	849	5,788	佐沼
宮城県計	15,402	1,556	13,351	5,839	19,189	1,909	55,174	4,246	129	2,486	148	969	13,108	45,736	29,276	160,050	宮城県計

税務署名	清酒	合成清酒	しょうちゅう			みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類	リキュール類	雑酒		合計	税務署名
			甲類	乙類	計			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー			内	発泡酒		
秋田南	2,567	202	1,714	568	2,282	165	7,772	546	21	307	32	128	1,609	6,553	4,186	22,184	秋田南
秋田北	1,670	141	1,396	332	1,728	75	4,344	193	8	162	13	71	979	4,249	2,771	13,633	秋田北
能代	1,050	96	779	199	978	40	2,673	106	5	77	10	47	507	2,193	1,457	7,782	能代
横手	1,222	128	875	144	1,019	89	3,443	131	6	68	4	35	536	2,348	1,506	9,030	横手
大館	1,540	224	1,360	219	1,579	130	5,021	194	8	141	12	70	1,000	4,110	2,646	14,029	大館
本荘	1,318	104	1,081	123	1,204	46	3,374	148	7	93	8	53	569	2,515	1,666	9,439	本荘
湯沢	985	108	680	96	776	28	2,302	62	8	42	3	15	327	1,476	881	6,132	湯沢
大曲	1,942	150	1,235	230	1,465	75	4,798	180	9	115	5	45	814	3,466	2,266	13,064	大曲
秋田県計	12,294	1,153	9,120	1,911	11,031	648	33,727	1,560	72	1,005	87	464	6,341	26,910	17,379	95,293	秋田県計
山形	2,974	272	2,272	794	3,066	337	10,367	784	21	402	20	168	2,002	7,440	5,290	27,852	山形
米沢	1,593	94	1,072	442	1,514	98	5,105	473	3	166	7	57	840	3,448	2,428	13,398	米沢
鶴岡	1,654	181	1,436	226	1,662	98	4,984	257	5	153	14	56	888	3,360	2,146	13,311	鶴岡
酒田	1,124	120	1,274	166	1,440	115	3,143	185	4	131	11	43	681	2,444	1,572	9,441	酒田
新庄	630	72	790	120	911	32	2,549	87	1	58	2	30	398	1,489	903	6,259	新庄
寒河江	1,082	64	520	135	656	46	2,414	211	4	54	2	28	358	1,486	949	6,405	寒河江
村井	850	66	544	118	662	53	2,218	79	3	54	2	33	387	1,527	946	5,934	村井
長井	732	38	351	116	467	27	1,798	53	1	36	1	12	236	1,097	740	4,498	長井
山形県計	10,639	907	8,259	2,117	10,378	806	32,578	2,129	42	1,054	59	427	5,790	22,291	14,974	87,098	山形県計
福島	3,341	223	2,087	884	2,971	237	8,630	566	16	372	17	198	1,766	7,370	4,276	25,706	福島
会津若松	2,388	129	938	861	1,799	132	6,306	257	8	204	25	77	1,204	4,585	2,860	17,114	会津若松
郡山	3,745	197	2,052	1,223	3,276	545	12,136	654	40	366	24	183	2,181	7,921	5,045	31,268	郡山
いわき	2,400	322	1,843	1,171	3,013	289	8,219	418	17	392	23	124	2,185	6,694	3,976	24,096	いわき
白河	1,201	64	1,167	475	1,641	64	3,561	182	4	92	6	43	780	2,761	1,761	10,400	白河
須賀川	1,137	53	686	398	1,084	65	3,268	118	2	96	4	38	615	2,339	1,448	8,819	須賀川
喜多方	957	20	232	234	466	17	1,716	58	1	38	2	9	312	1,138	752	4,734	喜多方
相馬	1,422	112	1,211	586	1,797	98	4,570	178	3	132	7	63	927	3,360	2,000	12,669	相馬
二本松	1,070	40	453	214	667	47	2,257	90	3	64	2	34	460	1,668	1,024	6,401	二本松
田島	661	13	159	92	251	10	844	29	1	16	0	6	130	495	310	2,456	田島
福島県計	18,322	1,173	10,828	6,138	16,965	1,504	51,507	2,550	95	1,772	110	775	10,560	38,331	23,452	143,663	福島県計
総計	75,798	6,920	64,916	21,173	86,089	6,217	245,097	14,793	444	8,707	626	3,983	52,732	198,801	127,233	700,201	総計

(注) この表は、「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

8 - 4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数												休 造		合 計(A)	(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	場	場	者				者	
清 酒	299	3	6		26	7	63	44	53	43	9	8	5				38	296	8	291	内 7	276	
合 成 清 酒	9				3	1						1					4	9	1		内 1	8	
しょうちゆう	甲 類	11	1		1		2	1	3	1		1			2		1	12		4	内	9	
	乙 類	80	6	4	36	8	16	1	1	1	1						18	82	2	3	内 2	75	
み り ん	2				1							1						2	1		内 1	1	
ビ ー ル	31		2		5		12	2	4		1					3	2	29	2	22	内 3	25	
果 実 酒 類	果 実 酒	35	3	2	11	3	6	3	4	1	1	1				1	5	36	7	26	内 8	34	
	甘 味 果 実 酒	17	1	1	8	1			1								7	17	3		内 3	13	
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	5			3											1	1	5			内	2	
	ブ ラ ン デ ー	11	1	1	9		1										1	11	5		内 4	9	
スピリッツ類	ス ビ リ ッ ツ	14			6		2		1		1						4	14	1		内 1	10	
	原料用アルコール	9			2		2										1	4	9		内	8	
リ キ ュ ー ル 類	38	16	3	3	19	12	6			1							10	48	12	1	内 6	40	
雑 酒	発 泡 酒	26	1	2	13	3	3										3	3	25	3	5	内 3	20
	粉 末 酒																					内	
	そ の 他 の 雑 酒	36	8	1	1	37	1										3	1	42	6	27	内 12	37
合 計	623	40	22	4	180	36	113	51	67	47	13	12	5	3	11	99	637	51	379	内 51	567		
各 酒 類 を 通 じ た も の	平 成 13 年 度					57	7	78	47	64	57	17	12	8	2	4	38	391	15		内 17	354	
	平 成 14 年 度					50	10	76	47	74	50	12	12	7	3	3	39	383	12		内 16	327	
	平 成 15 年 度					53	9	75	54	65	52	10	12	8	1	4	35	378	15		内 15	330	
	平 成 16 年 度					51	7	83	51	63	48	12	10	7	1	4	41	378	13		内 15	335	
	平 成 17 年 度					64	11	79	48	61	44	13	11	4		5	39	379	15		内 18	315	

調査対象等：平成18年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成17年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置 場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰場	共同の びん詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	2	11		24	19		56	46
合 成 清 酒				14			14	
しょう ちゆう	甲 類		1	16	1		18	
	乙 類	1	5	13	5		25	
み り ん				12			12	
ビ ー ル			1	21			22	10
果 実 酒 類			2	25	8		35	5
ウ イ ス キ ー 類			2	33	3		38	2
ス ピ リ ッ ツ 類			2	24	2		28	1
リ キ ュ ー ル 類		3	1	16	3		23	
雑 酒			2	25	2		29	1
合 計	3	19	12	223	43		300	65
うち実蔵置場数	2	11	2	25	25		65	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成18年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
5	6

酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	
	場	休造場数
酒 母	31	9
も ろ み	18	1

(3) 販売業免許場数

区分	前年度末 販売場数	本年度末販売場数(A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数		
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売方 に法 限る 条件 の旨 が条 件さ が付 され て付 され ない もい るも びの	全酒類	374	83	283	366	40	200	
	ビール	95	31	69	100	3	50	
	洋酒	17	2	10	12	1	4	
	輸出入酒類	46	15	25	40	6	18	
	自製酒類	清酒・みりん	24	12	15	27		6
		合成清酒・しょうちゅう	4	1	3	4		
		ビール	10	5	5	10		
		洋酒	6	1	8	9		2
		計	44	19	31	50		8
	その他の酒類	12	9	5	14			12
	合計	588	159	423	582	50	292	
	合う 計の ち	小売業者の共同購入機関	6	7		7	1	6
卸売業者の共同購入機関		1						
製造者の共同販売機関		5	5		5		5	
販の 売条 件方 法が 付に され 小売 てに 限る も旨 の	全酒類	一般のもの	16,130			15,969	580	13,111
		特殊のもの	373			349	6	78
		期限付						
		計	16,503			16,318	586	13,189
	その他の酒類	一般のもの	79			75	7	43
		特殊のもの	671			713	19	518
		期限付	11			5		1
		みりんだけのもの	133			134	4	45
		薬用酒だけのもの	875			806	4	795
		計	1,769			1,733	34	1,402
	合計	18,272			18,051	620	14,591	
媒介業	26			24	1	6		
代理業								

調査時点：平成18年3月31日

用語の説明： 1 媒介業とは、他人間の酒類の販売取引を継続的に媒介することをいう。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

(注) 「販売業者数」欄には、支店、出張所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ一人として掲げた。また、免許条件が2以上の種類(全酒類を除く。)にまたがっている場合には年度内における販売数量の多いものの欄のみ一人として掲げた。

